

負担限度額認定の申請は、郵送でも受け付けています。

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設を利用する場合の居住費(滞在費)と食費は、原則自己負担となります。ただし、以下の要件を全て満たす方は、これらの費用を軽減することができます。

1. 市民税非課税世帯かつ配偶者（世帯分離している場合も含む）も非課税
2. 預貯金等の資産が基準額※以下の場合

※基準額は各段階により異なります。詳細は下記をご参照ください。

○制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	税非課税世帯全員(配偶者を含む)が世帯を分離して市民	老齢福祉年金受給者
		年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額 80 万円以下
年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額 80 万円超 120 万円以下		かつ、預貯金等の合計が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下
年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額 120 万円超		かつ、預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下

※65歳未満の方の基準額は、収入等にかかわらず、預貯金等の合計が 1,000 万円(夫婦は 2,000 万円)以下です。

○一日あたりの負担限度額

利用者負担段階	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床	
第1段階	490円(320円)	0円	820円	490円	300円(300円)
第2段階	490円(420円)	370円	820円	490円	390円(600円)
第3段階①	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円(1,000円)
第3段階②	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円(1,300円)

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の金額。食費の()内の金額は、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合の金額。

○対象となるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

○●○ 申請する時は、申請書と添付書類が必要です。詳細は裏面をご参照ください。 ○●○

申請には、以下の書類が必要です。

- 介護保険負担限度額認定申請書（令和5年度用）
- 預貯金等の確認書類

預貯金等の確認書類

預貯金等の合計金額が基準額以下であることを確認するための書類です。

本人（配偶者がいる場合は2人分）の全ての預金通帳等のコピーを添付してください。

チェック欄	被保険者
<input type="checkbox"/>	① 普通預金通帳の銀行・支店・口座番号・名義人が分かるページ (表紙をめくり、口座番号等が記載されているページ)
<input type="checkbox"/>	② 普通預金通帳の最終残高のページ※ (原則、申請から2か月以内の記帳日があるページの上下とも) ※ <u>申請前に記帳をお願いします</u> 。申請前に記帳しても取引がないことにより最新の日付が2か月以上前の場合は、その旨をコピーした書類の余白に追記してください。
<input type="checkbox"/>	③ 定期預金通帳がある場合は、①・②と同様のページ ※ 通帳の写しのページで定期預金等に○が付いている場合や口座番号の記載がある場合で、現在定期預金がない(解約等している)場合は、その旨をコピーした書類の余白に追記してください。
<input type="checkbox"/>	④ 通帳が複数ある場合は、すべての通帳の①・②と同様のページ
<input type="checkbox"/>	⑤ インターネットバンキングやネット銀行の場合は、該当するウェブサイトのコピーや残高証明等(名義人・銀行・支店・最終残高等が分かるページ)
チェック欄	配偶者
<input type="checkbox"/>	⑥被保険者と同様の書類

チェック欄	その他預貯金等に含まれるもの	添付が必要な書類
<input type="checkbox"/>	有価証券(株式・国債・社債等)・投資信託	証券会社、銀行等の口座残高のコピー
<input type="checkbox"/>	タンス預金(現金)	自己申告
<input type="checkbox"/>	負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書のコピー

配偶者の非課税証明書

配偶者の住民登録が令和5年1月1日現在に新座市に無い場合には、非課税であることを確認するため、配偶者の「非課税証明書」の添付をお願いします。

◎ 負担限度額認定証の有効期間

申請日の属する月の初日から翌年度の7月末日までです。令和5年8月1日以降も引き続き減額をご希望の方は、更新申請が必要です。令和5年8月末までに申請してください。